

葉山町議会議長 伊東圭介 様

大規模開発における事業者と葉山町、葉山町と神奈川県との協議記録、議事録の保管期間を、計画完成後最低でも 10 年を保存期間とする陳情

陳情理由:

大規模開発であるトモローランドホテルの開発に際し、条例では取付道路の道路幅員は 6 メートルが必要とされています。

しかし、町長の裁量により幅員 3.79m でも協定を結んだと理解しております。

また都市計画法ではクランク状の場合には 4m のポールが転がるのが車両通行の安全基準としての道路幅との基準があります。

そのためには中央から両サイドの境界に下ろした垂線各 2m が基準です。

しかし久米設計は、県の申請において町の指導に基づき道路の片側境界から 4m あると図面に記載し提出をおこない、県に対し葉山町の許可をもらったと申請しました。

(県へ確認済)

県はもし葉山町の見解が、この片側境界からの 4m でも良いとされないなら、県では特例になるので許可できないと断言しています。

(県からの証言有)

久米設計が作成した県への申請図面に記載されている葉山町の見解について、確認のため道路河川課へ情報公開請求により久米設計へ指導した履歴を確認したところ、道路河川課より、パソコンの入れ替えでメール等のデータがなく情報は不存在とのことでした。

法律で定められている幅員 4m 未満でも許可された経緯において、この情報はとても重要であり、最も大切な部分です。

特別許可の資料が不存在であること自体に問題はありますが情報を消してしまったことももっと大きな問題です。

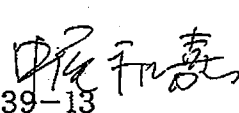
すでにこの道路幅の部分は問題視されていました。いくら情報システムの入れ替えとはいえバックアップを取っていないはずはないと思います。

このような状況から重要な文書の保存期間は、計画完成後最低でも 10 年を保存するべきと考え陳情いたします。

中尾 和嘉

葉山町堀内 939-13

080-6364-8889



2025 年 2 月 3 日

